橿原市教育委員会 橿原市立光陽中学校 校 長 岡田 守弘

新型コロナウイルス感染症にかかる登校の判断の一部変更について(お知らせ)

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの国内の感染者数は減少傾向ですが、今後も予断を許さない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症にかかる登校の判断につきまして、現在の感染状況を踏まえて、下記のとおり一部変更しましたのでお知らせします。(朱書きが変更箇所です)

つきましては、保護者の皆様におかれましても下記の通り、お子様の健康状態の把握ならびに感 染症予防の指導について、よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

記

## I 登校の判断について

お子さんやご家族の状態		お子さんの登校の判断
①感染した	本人	医師が登校してもよいと判断するまで入院また は自宅待機
	同居家族	お子さんは濃厚接触者となるので →②へ
②保健所により濃厚接触	本人	最終接触後、2週間経過するまで自宅待機
者と特定された	同居家族	D C D ko本の仕用 4.3½1四十 2 + ブムウは+2½
③ PCR検査を受けるこ	本人	PCR検査の結果が判明するまで自宅待機
とが確定した*	同居家族	PCR検査の結果が判明するまで自宅待機*
④発熱等のかぜ症状	本人	快復するまで自宅休養
	同居家族	登校していただいてかまいません*
⑤最近接触した方が感染	本人	自宅待機(登校の時期については相談)
した/濃厚接触者と特定 された	同居家族	登校していただいてかまいません

裏面に続きます

- ※ いずれの場合も、必ず学校へご連絡ください。
- ※ 休日は本人の感染、濃厚接触の場合のみ、橿原市役所 Tel **0744-22-400** l へお願いします。

担当者より折り返し連絡します。

- ※ 上記の場合の自宅待機は、すべて出席停止として扱います。
- ※ ご不明な点や、ご相談等がある場合には、学校までご連絡ください。

## 2 早退の判断について

- ・登校後に発熱等のかぜ症状を確認した場合は、学校からの連絡後、できるだけ早く学校に迎え に来ていただき、帰宅していただきます。早退として扱います。
- ・帰宅後も発熱等の症状が改善しない場合は、かかりつけ医や新型コロナ受診相談窓口(Tel 0742-27-1132 奈良県庁内 24時間対応)に電話等で受診についてご相談ください。かかりつけ医や新型コロナ受診相談窓口の指示に応じて、医療機関や新型コロナ感染症外来の受診をお願いします。
- ・症状がなくなるまで無理をせず自宅休養をお願いします。自宅休養中、は出席停止として扱い ます。